空港分布図

令和8年4月1日現在

種別	供用	滑走路長 2,000ｍ以上	未供用
A 拠点空港	28	28	0
① 会社管理空港 ■	4	4	0
② 国管理空港 ●	19	19	0
③ 特定地方管理空港 ○	5	5	0
B 地方管理空港 ▲	54	30	0
C その他の空港 ★	7	1	0
D 共用空港 ☆	8	7	0
合計	97	66	0

A「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）
①「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。
②「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。
③「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。
B「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）
C「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「公共用ヘリポート」を除く空港をいう。
D「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

（注）
＊1　礼文空港は、平成21年4月9日から令和13年3月31日まで供用を休止。
・公共用ヘリポートは除く。
・図中の ⬭ 印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。
・空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

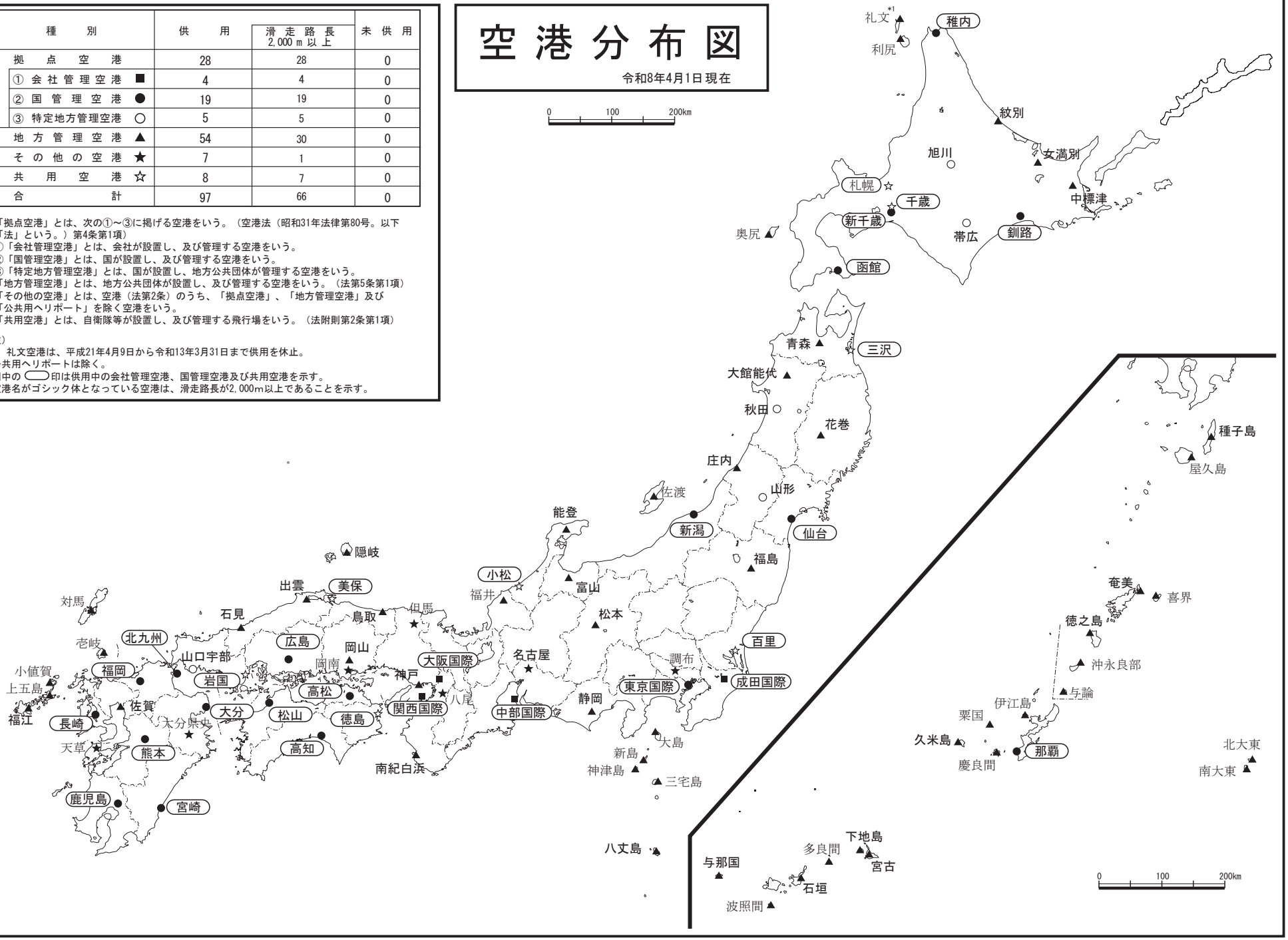

国土交通省航空局